

札幌版次世代住宅補助金交付要綱（一般市民向け）

[平成 24 年 4 月 5 日 都市局長決裁]

（最終改正 平成 31 年 3 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この要綱は、「札幌版次世代住宅の性能の評価及び表示に関する要綱」（以下「性能評価等に関する要綱」という。）で定める札幌版次世代住宅のうち、一戸建て住宅を札幌市内で新築しようとする者に対して、その費用の一部を補助する札幌版次世代住宅補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進し、もって市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図り、本市における地球温暖化対策を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語は、性能評価等に関する要綱で使用する例によるもののほか、当該各号の定めるところによる。

- (1) 札幌版次世代住宅基準 性能評価等に関する要綱に基づき、札幌版次世代住宅の性能等に関し定めた基準
- (2) 工事着手 住宅建設のための根切り又は杭打ちを始めること。
- (3) 休日 札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条に規定する本市の休日

（補助の条件）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付は、予算の範囲内で同一敷地、同一申請者につき各年度 1 回限りとする。

2 国、北海道又は札幌市の他の補助事業等（以下「他の事業」という。）により補助金等が交付される場合（予定を含む。）は、この要綱による補助の対象としない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができる場合はこの限りではない。

（補助対象住宅）

第 4 条 補助の対象となる住宅は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌版次世代住宅基準における等級（以下「札幌版次世代住宅の等級」という。）がベーシックレベル以上の住宅で、札幌版次世代住宅認定証の交付を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき建設業の許可を受けた事業者が施工するものであること。
- (3) 住宅以外の用途を設ける場合は、居住部分の床面積（住宅以外の用途に供する部

分との兼用部分は面積按分とする。)が延べ面積(風除室、自動車車庫等を除く。)の2分の1以上を有していること。

- (4) 原則として申請年度の1月末日までに工事が完了する住宅

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市内に住宅の建設用地を用意できること(予定を含む。)
- (2) 市町村民税及び道府県民税を滞納していないこと。
- (3) 自ら居住するため、前条に規定する補助対象住宅を新築すること。
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額及び対象となる札幌版次世代住宅の等級は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1棟当たり200万円：トップランナー
- (2) 1棟当たり150万円：ハイレベル以上
- (3) 1棟当たり80万円：スタンダードレベル以上
- (4) 1棟当たり30万円：ベーシックレベル以上

(補助金交付仮申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請受付期間内に札幌版次世代住宅補助金交付仮申請書(様式1)に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請後、補助金額の変更申請はできないものとする。

(補助金交付仮決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付仮決定又は補助金を交付しないことを決定し、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定通知書(様式2)又は札幌版次世代住宅補助金不交付決定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付仮決定について条件を付することができる。
- 3 市長は、前条の申請が別に定める予定件数を超えた場合、抽選により第1項に規定する審査の対象者を決定するものとする。ただし、抽選前に補助金を交付しないことを決

定することは妨げない。

- 4 市長は、前項に規定する抽選の結果を抽選結果通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。この場合、抽選に当選した者への通知を札幌版次世代住宅補助金交付仮決定通知書（様式2）に替えることができる。

（工事請負契約）

- 第9条** 申請者は、施工事業者との工事請負契約を、原則として、前条に規定する補助金交付仮決定後に締結するものとする。

（補助金交付仮申請内容の変更）

- 第10条** 申請者は、第7条の申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定変更申請書（様式5）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定変更申請承認通知書（様式6）又は札幌版次世代住宅補助金交付仮決定取消通知書（様式8）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付仮申請の取下げ）

- 第11条** 申請者は、第7条の申請を取り下げるときは、札幌版次世代住宅補助金交付仮申請取下届（様式7）により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の取下届の提出を受けたときは、第7条に規定する申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。

（補助金交付仮決定の取消し）

- 第12条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付仮決定を取り消すことができる。
- (1) 補助金交付仮決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付の仮決定を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定取消通知書（様式8）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付仮決定の失効）

- 第13条** 申請者が、別に定める条件に該当する場合、補助金交付仮決定は効力を失う。

（補助金交付申請）

第 1 4 条 第 8 条の規定により補助金交付仮決定を受けた者は、別に定める申請受付期間内に札幌版次世代住宅補助金交付申請書（様式 9）に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金交付決定）

第 1 5 条 市長は前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、札幌版次世代住宅補助金交付決定通知書（様式 1 0）又は札幌版次世代住宅補助金不交付決定通知書（様式 3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定について条件を付することができる。

（工事着手）

第 1 6 条 補助対象住宅の工事着手は、前条に規定する補助金交付決定後でなければならない。

（補助金交付申請内容の変更）

第 1 7 条 申請者は、第 1 4 条の申請内容を変更するときは、札幌版次世代住宅補助金交付決定変更申請書（様式 1 1）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅補助金交付決定変更申請承認通知書（様式 1 2）又は札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書（様式 1 7）により申請者に通知するものとする。

（辞退の届出）

第 1 8 条 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、札幌版次世代住宅補助金交付辞退届（様式 1 3）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付仮決定又は補助金交付決定を取り消し、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定取消通知書（様式 8）又は札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書（様式 1 7）により申請者に通知するものとする。

（札幌版次世代住宅の認定報告）

第 1 9 条 第 1 5 条の規定により補助金交付決定を受けた者は、工事を完了し、札幌版次世代住宅認定証の交付を受けたときは、札幌版次世代住宅補助金認定報告書（様式 1 4）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の認定報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の 2 月末日（休日に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

(補助金の確定)

第20条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し、札幌版次世代住宅補助金交付額確定通知書（様式15）又は札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書（様式17）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第21条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、札幌版次世代住宅補助金交付請求書（様式16）に別に定める関係書類を添えて、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金交付の請求は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の3月末日（休日に当たるときは、その翌日）までに行うものとする。

3 市長は、第1項の請求により申請者に補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第22条 申請者は、第7条、第10条、第11条、第14条、第17条、第18条、第19条及び第21条に規定する申請、届出、報告及び請求について、他の者に手続きの代行を依頼することができる。

2 前項の規定により手続きの代行を依頼する場合は、市長にその旨を書面により届け出なければならない。

3 申請者から手続きの代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、手続きの代行を通じ得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成21年法律第49号）を遵守して取り扱わなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第23条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書（様式17）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、期限を指定し、札幌版次世代住宅補助金返還命令書（様式18）により、申請者に返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(書類の整備、保存)

第25条 第21条第3項の規定により補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき本市より受けた関係書類を補助金交付後5年間保存しなければならない。

(調査等の実施)

第26条 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は申請者に報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付仮決定及び補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、札幌版次世代住宅補助金交付仮決定取消通知書（様式8）又は札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書（様式17）により申請者に通知するものとする。

(業務の委託)

第27条 市長は、この要綱に基づく事業の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日）

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第7条	札幌版次世代住宅補助金交付仮申請書	様式1
第8条第1項 第8条第4項	札幌版次世代住宅補助金交付仮決定通知書	様式2
第8条第1項 第15条第1項	札幌版次世代住宅補助金不交付決定通知書	様式3
第8条第4項	抽選結果通知書	様式4
第10条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付仮決定変更申請書	様式5
第10条第2項	札幌版次世代住宅補助金交付仮決定変更申請承認通知書	様式6
第11条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付仮申請取下届	様式7
第10条第2項 第12条第2項 第18条第2項 第26条第4項	札幌版次世代住宅補助金交付仮決定取消通知書	様式8
第14条	札幌版次世代住宅補助金交付申請書	様式9
第15条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付決定通知書	様式10
第17条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付決定変更申請書	様式11
第17条第2項	札幌版次世代住宅補助金交付決定変更申請承認通知書	様式12
第18条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付辞退届	様式13
第19条第1項	札幌版次世代住宅補助金認定報告書	様式14
第20条	札幌版次世代住宅補助金交付額確定通知書	様式15
第21条第1項	札幌版次世代住宅補助金交付請求書	様式16
第17条第2項 第18条第2項 第20条 第23条第2項 第26条第4項	札幌版次世代住宅補助金交付決定取消通知書	様式17
第24条第1項	札幌版次世代住宅補助金返還命令書	様式18